

堺市南区イメージキャラクター「みみちゃん」及び堺市南区シンボルマークのデータ使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、南区の区民に親しまれるように公募により選定されたイメージキャラクター「みみちゃん」及びシンボルマークのデータを堺市以外の個人及び団体に使用させることについて必要な事項を定める。

(届出)

第2条 堺市南区イメージキャラクター「みみちゃん」及び堺市南区シンボルマークのデータを使用しようとする者は、堺市南区イメージキャラクター及びシンボルマークデータ使用届出書(様式第1号)をあらかじめ企画総務課長に提出し、その承認を得なければならない。この場合において、当該届出書は、使用しようとする日の3か月前から提出することができるものとする。

(承認通知)

第3条 企画総務課長は、前条の届出書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは使用の承認を行い、堺市南区イメージキャラクター及びシンボルマークデータ使用承認書(様式第2号)により届出者に通知するものとする。この場合において、企画総務課長は必要と認めるときは、使用の承認に条件を付することができる。

(承認条件)

第4条 企画総務課長は、次の各号に該当するときは、イメージキャラクター及びシンボルマークデータの使用を承認するものとする。ただし、次の各号に該当しない場合でも堺市南区のPRに有効であると認められるときは、承認する場合がある。

- (1) 届出者は南区域で活動している個人・団体であること。
- (2) 原作者の意図を改変しない範囲で使用すること。

(使用を承認しないもの)

第5条 企画総務課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、イメージキャラクター及びシンボルマークデータの使用を承認しない。

- (1) 特定の政党・宗教を支持する目的の使用。
- (2) 公序良俗に反する使用、または同様の印刷物への記載。
- (3) 届出者以外の者への転貸、または届出目的以外の二次使用。
- (4) 営利目的での使用。
- (5) オリジナルデザイン(別紙参照)を変更(縦横比率、書体、図形囲み、重ね文字等を含む)すること、またはカラーで使用する場合に変色させて使用すること。

(届出提出書類)

第6条 使用届出書(様式第1号)には必ず添付書類として、使用見本をつけること。

(使用承認の取消し等)

第7条 企画総務課長は、使用者がこの要領の規定若しくは使用の承認に付した条件に違反したときは、使用の承認を取り消すことができる。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、堺市南区イメージキャラクター及びシンボルマークデータ使用に関し必要な事項は、企画総務課長が定める。

附 則

この要領は、平成20年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。